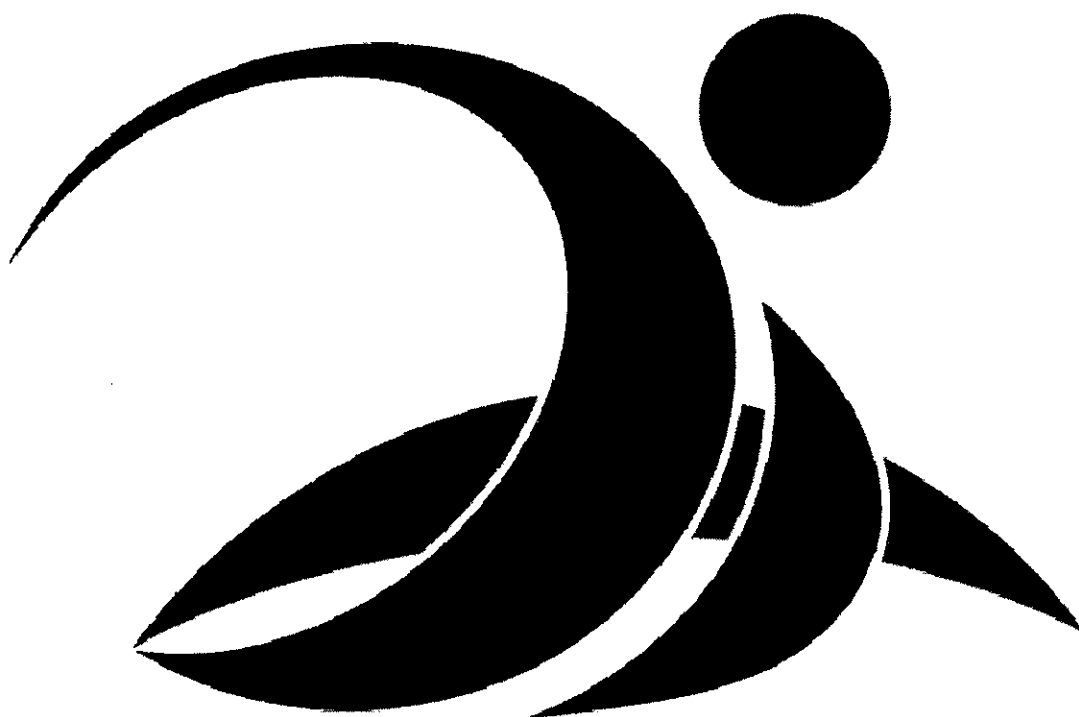


# 平成29年度第1回宮古島市地域公共交通会議



日 時 : 平成29年7月21日(金) 午後3時00分～

会 場 : 宮古島市役所(平良庁舎6階会議室)

# 平成29年度 第1回宮古島市地域公共交通会議

日 時: 平成29年7月21日(金) 午後3時00分～

会 場: 宮古島市役所

## 次 第

1. 開式
2. 委嘱状・辞令交付
3. 市長挨拶
4. 各委員自己紹介
5. 会長選出・副会長指名
6. 宮古島市地域公共交通会議設置要綱について ..... 4ページ
7. 宮古島市地域公共交通会議について  
(1) 地域公共交通会議が果たす役割 ..... 7ページ
8. 報告事項  
(1) 宮古島市の公共交通の現状について ..... 10ページ
9. 協議事項  
(1) 「宮古空港～市内への乗合ジャンボタクシー導入」について  
(2) 「宮古協栄バスによるクルーズ入港時における臨時バス運行」について  
(3) 「共和バスによる伊良部佐良浜経由平良線の運行計画変更」について
10. 意見交換
11. 閉会

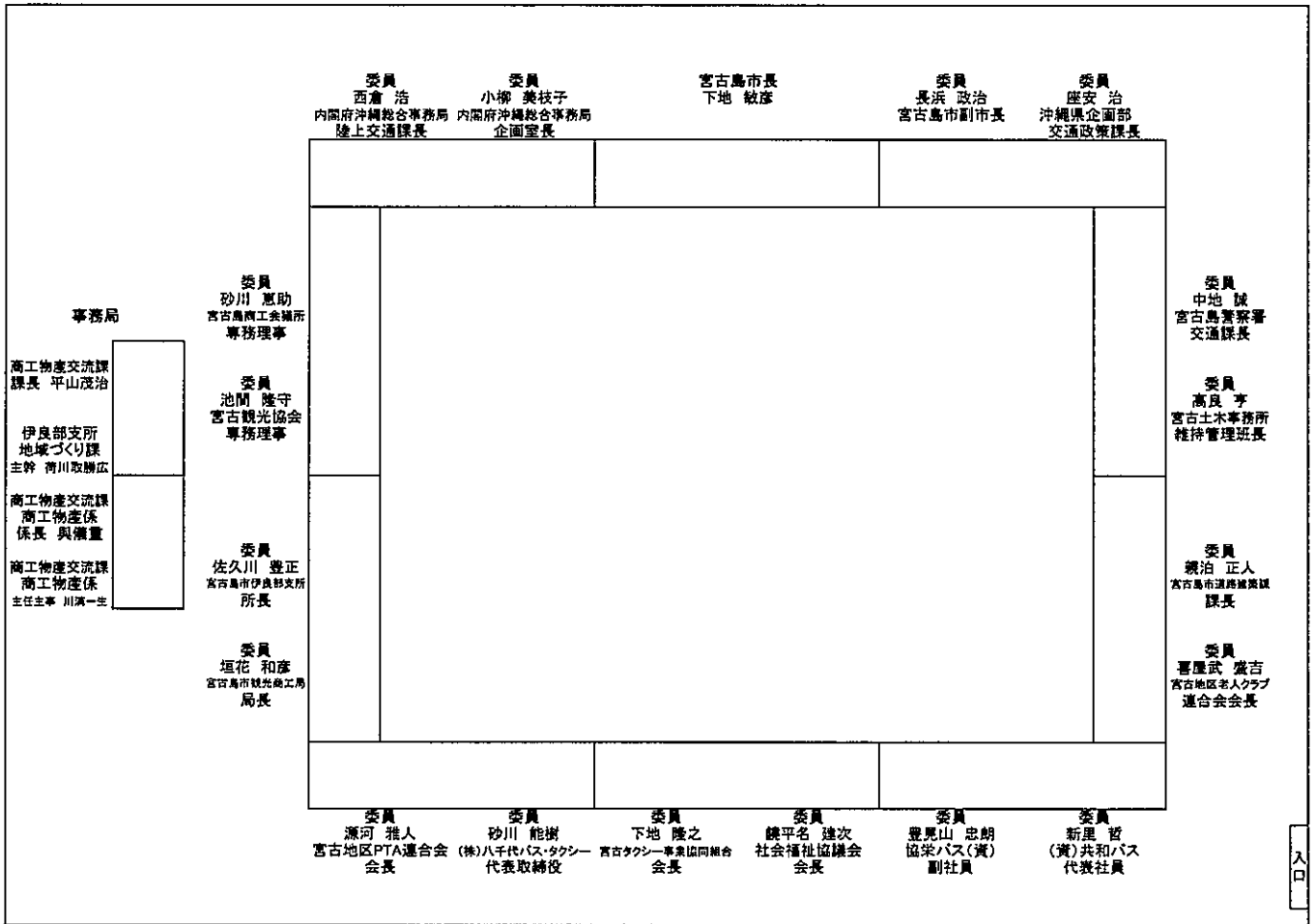
平成29年度 宮古島市地域公共交通会議委員名簿

No	区分	所属団体・役職	氏名
1	宮古島市長又はその指名する者	宮古島市役所 副市長	長濱 政治
2		宮古島市観光商工局 局長	垣花 和彦
3		宮古島市伊良部支所 支所長	佐久川 豊正
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者	合資会社 共和バス 代表社員	新里 哲
5		株式会社 八千代バス・タクシー 代表取締役	砂川 能樹
6		宮古協栄バス合資会社 副社長	豊見山 忠朗
7	一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	宮古タクシー事業協同組合 会長	下地 隆之
8	住民の代表及び公共交通利用者の代表	宮古島商工会議所 専務理事	砂川 恵助
9		宮古島市社会福祉協議会 会長	饒平名 建次
10		一般社団法人 宮古島観光協会 専務理事	池間 隆守
11		宮古地区老人クラブ連合会 会長	喜屋武 盛吉
12		宮古地区PTA連合会 会長	源河 雅人
13	沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者	内閣府沖縄総合事務局運輸部 企画室長	小柳 美枝子
14		内閣府沖縄総合事務局運輸部 陸上交通課長	西倉 浩
15	沖縄県企画部長又はその指名する者	沖縄県企画部交通政策課 課長	座安 治
16	宮古島市内の道路管理者又はその指名する者	宮古土木事務所維持管理班 班長	高良 亨
17		宮古島市建設部 道路建設課 課長	親泊 正人
18	宮古島市警察署長又はその指名する者	沖縄県宮古島警察署交通課 課長	中地 誠
19	学識経験者等その他会長が会議の運営上必要と認める者		

事務局	宮古島市役所 商工物産交流課
-----	----------------

第1回宮古島市地域公共交通会議 配席図

宮古島市役所(平良庁舎6階会議室)



## 宮古島市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 宮古島市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、宮古島市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場として、会議を設置する。

### (事務所)

第2条 会議は、事務所を宮古島市役所に置く。

### (協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項の連絡調整及び協議を実施するものとする。

- (1) 宮古島市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 道路運送法第78条第1項第2号に規定する自家用有償旅客運送の必要性、態様及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

### (組織)

第4条 会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 宮古島市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表又はその指名する者
- (4) 住民の代表及び公共交通利用者の代表
- (5) 沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (6) 沖縄県企画部長又はその指名する者
- (7) 宮古島市内の道路管理者又はその指名する者
- (8) 宮古島警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験者等その他会長が会議の運営上必要と認める者

(役員)

第5条 会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は委員の互選によって選出する。

3 会長は、会議を代表し、その会務を総括する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐して会議の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し、協議事項、日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。なお、やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正、かつ、円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第8条 会長は、会議に公共交通に関するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるものとする。

(議決)

第9条 会議の議決方法は全会一致を原則とするが、成立しない場合には、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるときは、書面表決によって会議の議決を行う

ことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキンググループ)

第11条 会議は、調査又は協議のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。

2 ワーキンググループは、調査又は協議した事項について、会議へ報告するものとする。

(分科会)

第12条 会議は、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

(事務局)

第13条 会議の事務局は、宮古島市観光商工局商工物産交流課に置き、庶務を担当する。

(報酬及び費用弁償等)

第14条 会議の委員に対し、報酬及び費用弁償等は支給しないものとする。

(補則)

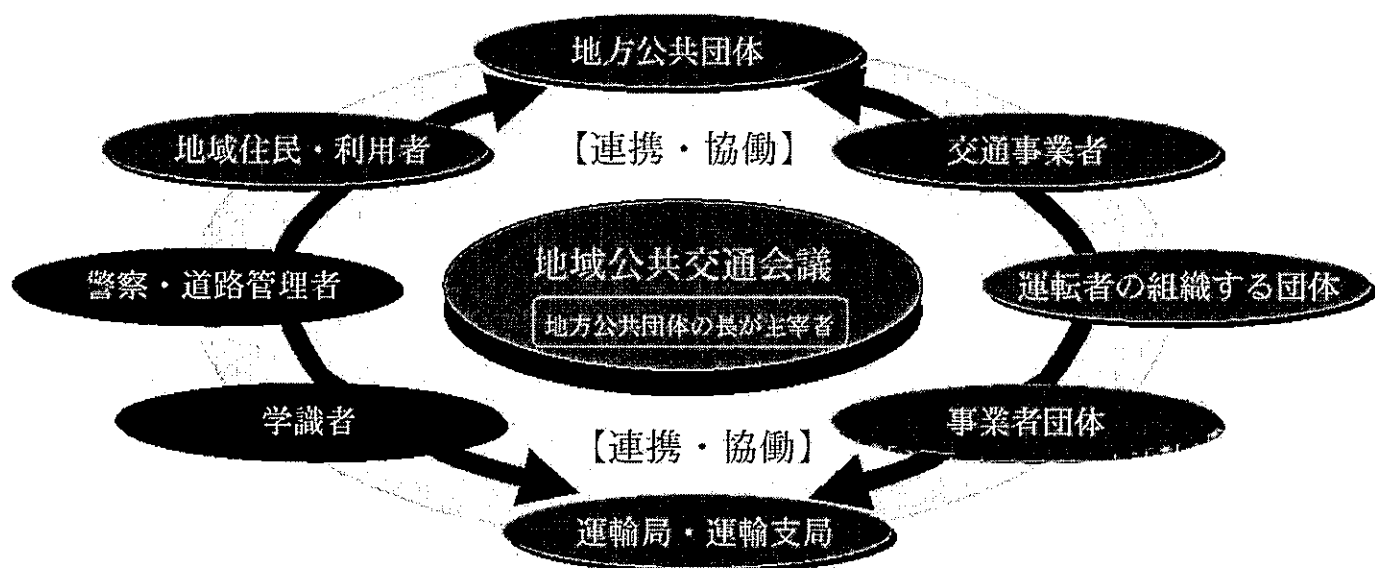
第15条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行する。

# 地域公共交通会議とは？

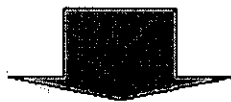
「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。



## 地域での合意・形成



経路の設定（路線の新設・変更）、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化



地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現



# 構成員とその役割は？

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーが委員となります。ただし、同法施行規則第9条の3第2項で規定されている、道路管理者、警察、学識経験者等は、主宰する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることが可能となっています。

構成員の主な役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の移動手段確保に対する責任者</li> <li>・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点からの指導・助言</li> </ul>
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策への参画</li> <li>・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画</li> </ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通サービスの提供者として、ノウハウを生かした企画参画</li> </ul>
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整</li> </ul>
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言</li> </ul>
学識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の合意形成を図る上での助言</li> </ul>
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例等、各地での取り組みの情報提供</li> <li>・地域の公共交通のあり方に関する指導</li> </ul>

主宰者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の開催、地域の乗合輸送に関する相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者への苦情等に対応するため窓口を設置します。</li> <li>・利用者等からの苦情等の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、構成員に通知を行い、地域公共交通会議で対応を協議していきます。</li> </ul>

## 具体的に何を行うのですか？

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行いません。

また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

### 具体的な協議内容

- 運行の形態
  - 運賃及び料金
  - 路線、営業区域、使用車両等の事業計画
  - 運行時刻等の運行計画
  - 市町村有償運送の必要性
  - 収受する対価
- 等

## どのように会議を行えばいいのですか？

まず、地域公共交通会議を設置したときは公表します。

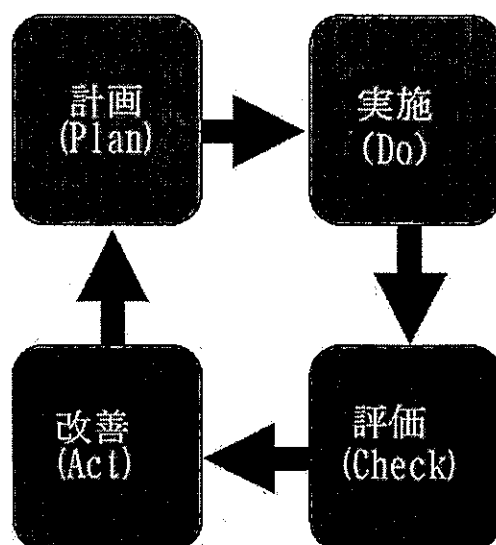
また、協議事項を記載した議事概要を公開するなど、会議は公開の原則により行いません。

会議での合意事項は関係者が責任を持って実行していただくこととなります。その後、継続的に見直しを行うためのフォローアップを行うことにより、地域の公共交通を育てていきます。

ワーキンググループの活用  
・公共交通会議の円滑な運営のために、申請内容の事前審査及び協議等

報告

地域公共交通会議



## 宮古島の公共交通の現状について

### I. 宮古島の地勢

平成17年10月1日、平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町の5市町村が合併し、「宮古島市」が誕生。

宮古島市は、沖縄本島から南西に約300kmに位置し、面積は204.5km<sup>2</sup>です。

### II. 宮古島の人口

平成29年3月末現在の宮古島の総人口は53,778人で、各地区においては以下のとおりになっています。

	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	高齢人口 65歳以上	合計		
					うち75歳以上	75歳以上を 占める割合
平良地区	6,481人	22,515人	7,534人	36,530人	3,898人	10.7%
城辺地区	658人	3,087人	2,204人	5,949人	1,398人	23.5%
上野地区	445人	1,791人	776人	3,012人	404人	13.4%
下地地区	458人	1,668人	902人	3,028人	556人	18.4%
伊良部地区	562人	2,772人	1,925人	5,259人	1,101人	20.9%
合計	8,604人	31,833人	13,341人	53,778人	7,357人	13.6%

### III. 宮古島における公共交通の現状

#### 1. 生活路線バス

平良港（交通結節点）を中心に7路線バスを運行

宮古協栄バス（資）	1 新城吉野保良線、2 長北山北線、3 友利線、4 与那覇嘉手莉線、5 新里宮国線
（株）八千代バス・タクシー	池間一周線
（資）共和バス	伊良部佐良浜経由平良線

別紙宮古島市内バス路線図参照。

#### 宮古協栄バス（資）5 新里宮国線 時刻表

空港 → 市内（平良）	市内（平良） → 空港
9:35 → 9:44	11:00 → 11:20
11:56 → 12:15	13:20 → 13:40
14:17 → 14:37	16:00 → 16:20
16:56 → 17:15	

## 2. タクシー

宮古島市内タクシー全車両数 182 台（平成 29 年 5 月 31 日時点）

タクシー事業協同組合会員 13 会社

丸築タクシー、丸一タクシー、丸多タクシー、協栄タクシー、みなとタクシー、太平タクシー、三交タクシー、八千代バス・タクシー、かりゆしタクシー、でいごタクシー、日光タクシー、開発タクシー、新生タクシー

## 3. 航空

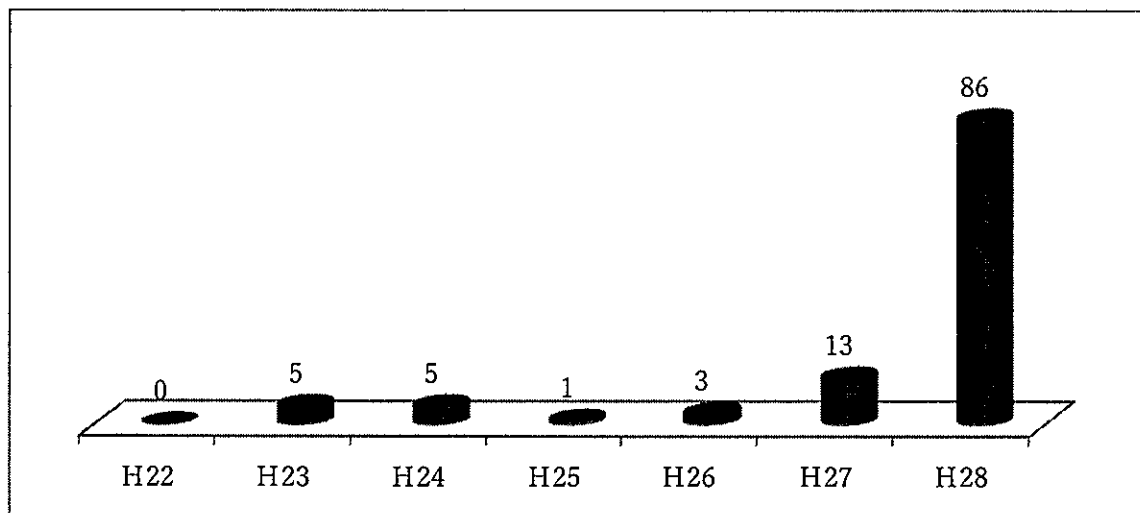
宮古空港から東京、関西、名古屋の空を結ぶ路線として、日本トランスオーシャン航空（JTA）、琉球エアコミュータ（RAC）、全日本空輸（ANA）3つの航空会社が運行しています。

- ① 宮古空港—東京間は 1 日 3 便
- ② 宮古空港—関西間は 1 日 1 便
- ③ 宮古空港—名古屋は 1 日 1 便
- ④ 宮古空港—多良間は 1 日 2 便
- ⑤ 宮古空港—石垣は 1 日 3 便
- ⑥ 宮古空港—那覇は 1 日 15 便

## 4. クルーズ船の推移

期間 平成 22 年度から平成 28 年度（7 年間）

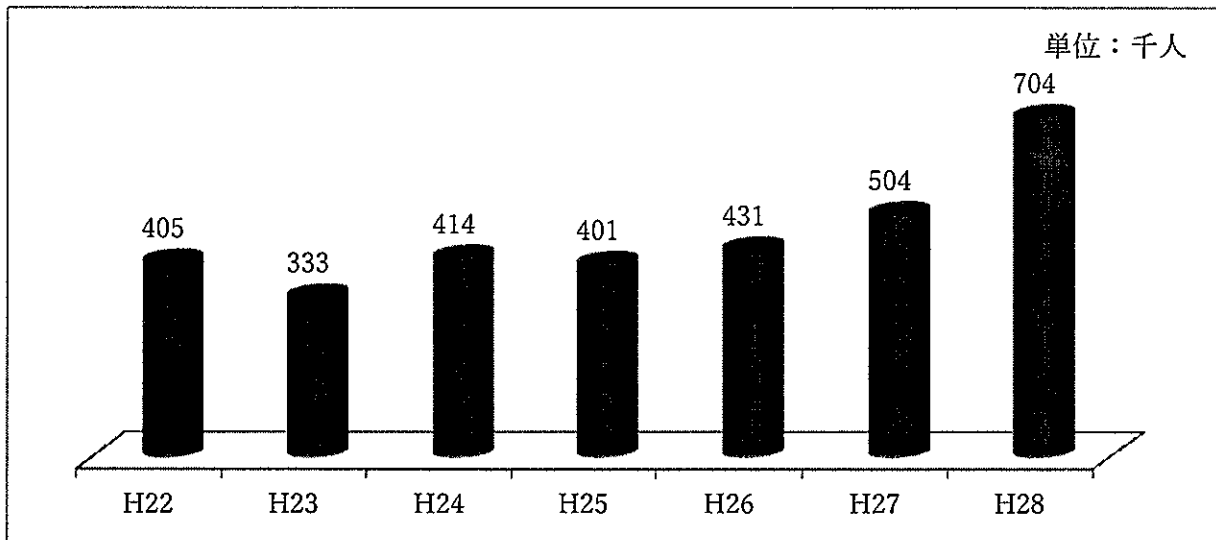
状況 平成 28 年度から急激に寄港数が増加している。今年度は 138 回入港予定。



## 6. 観光客数の推移

期間 平成 22 年度から平成 28 年度（7 年間）

状況 クルーズ船寄港数増加に伴い、急激に増加している。今年度は前年度に比べ 1.5 倍寄港予定があることから観光客数も増加すると考えられる。

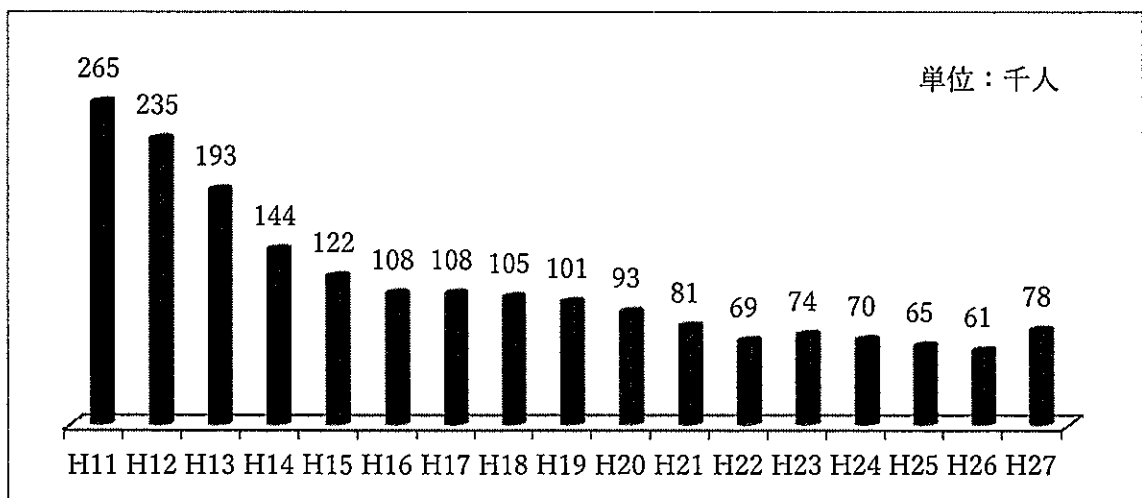


## IV. 宮古島市バス利用者の推移

### 1. 路線バスを利用した乗客数の推移

期間 平成 11 年度から平成 27 年度（16 年間）

状況 減少傾向にある。平成 27 年度の乗客数は平成 11 年度の約 1/3 となっている。



## VI. 課題

現在、市民の生活移動手段は、自家用車が大半であり、バスの利用者が年々減少していることから、結果的にバス路線及び運行回数の減少につながっている。

バス路線及び運行回数の減少に伴い、自家用車を有していない者や免許を返納した高齢者等のいわゆる交通弱者は、通学・通院・買い物等の日常生活の移動に支障をきたしており、そのような方々の移動手段をどうするかが課題となっています。また、大型クルーズ船の寄港数増加により、観光バスやタクシー不足などの解決を急がなければならない、問題も発生している。